

平塚市監査委員 高梨 秀美
同 井澤 郁人
同 黒部 栄三
同 府川 正明

監査の結果により講じた措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

記

- 1 監査実施対象課
産業振興部 農水産課
- 2 監査実施日
令和2年12月23日
- 3 監査結果の公表日
令和3年2月18日（平塚市監査委員公表第1号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 (指摘事項)</p> <p>(1) 収入事務において、行政財産使用料の納入通知書の未送付や、漁港区域占用料の納入通知書の送付遅延が多数見受けられた。また、繰り越した国庫支出金において、調定伝票の起票漏れがあった。</p> <p>収入事務については、前回監査時に指摘を受け、事務処理チェックシートを見直すとともに、課長や担当長によるチェックの徹底など、再発防止に取り組んだにもかかわらず、不適切な取扱いが再度生じたことは誠に遺憾である。</p> <p>監査においては、対象課から事務引継ぎの状況等について説明されたが、人事異動などの場においては、</p>	<p>(1) 収入事務において、ミスの再発防止を徹底するためには、全員で共通の意識を持ち、確認し合うことが确实と考えています。特に、年度末及び年度初めに注意する必要があることから、その時期の業務を抽出したリストを作成し、担当長と課長で共有してチェックを行います。また、庁内システムのスケジュール機能を活用し、年度末及び年度初めの事務処理について、一定期間注意喚起を行うことで、課内の職員全員でスケジュールを共有し、お互いに気づき合う仕組みを作り対応していきます。</p>

十分な引継時間が確保できないこともあるので、分かりやすく確実な事務処理を確保するためにマニュアルを総点検するなど、平塚市財務規則等に則り講じた措置を、确实かつ適正に遵守する組織風土を構築されたい。	
--	--

以 上